

足立区勤労福祉会館の使用について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策のため、現在、施設の使用について一部制限を設けております。

ご利用者の皆様におかれましてはご不便をお掛けしておりますが、引き続きご協力の程よろしく願いいたします。

令和2年10月1日からの使用制限の一部変更についてお知らせいたします。

1 緩和内容および注意事項

第1ホールのイベント開催に関する使用制限の変更

変更内容

- ・ 説明会、講演会、セミナー、式典等で講師や司会者等がマイクを使って話す以外に参加者が大声や歓声を発することなく実施される催し

利用人数の上限を100人⇒130人に変更

テーブルを使用しない場合は131人～200人までのご利用も可能です。

その場合は、ご予約時にご相談下さい。

注意事項

- ・ 参加者がそれぞれ声を発するようなイベントについては、定員の1/2（上限100人）でこれまでと変更ありません。
- ・ 参加者同士の距離を確保して、座席を設置ください。
- ・ 参加者名簿を備えることや消毒、換気、来場者のマスク着用等、主催者様に求められる施設使用の要件についてはこれまでと変更ありません。

2 使用制限の変更日

令和2年10月1日（木）

※その他勤労福祉会館の使用について

- ・ ご利用の際には、代表者様はご利用者（団体）のなかに体調の悪い方がいない事を事前にご確認のうえ、利用者名簿を作成し1か月程度保管していただきますようご協力をお願いします。
- ・ 手洗いや手指の消毒、1時間に1回程度の窓を開けての換気等、新型コロナウイルス感染防止策へのご協力を引き続きお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止策にご協力いただけない場合や使用要件を逸脱する行為があった場合は、使用の中止、ご退館いただく場合がございます。
- ・ 今後の都内および区内における新型コロナウイルスの感染状況等により、再度要件を変更することや、貸し出し中止とする場合がございます。